

● 事例 ●

多様化する奨学金制度
— 日本大学の場合 —

唐澤 正実

(日本大学 学生支援部長)

はじめに

サブプライムローン問題、リーマンショックに端を發した経済不況は世界規模のものだが、日本はいまだにそこから脱し切れていないようで、その影響は様々な方面に影響を落としている。大学で学ぶ学生たちも例外ではなく、学費支弁者、つまり学生父母の経済的環境の悪化によって中退を余儀なくされるケースも以前より増加していると思われる。そうした背景があつてか、近時、大学における奨学金のシステムに対しての注目度が高まっているようである。奨学金の本来の目的は、学費の助成はもちろんだが、学問・研究自体を助成するということもある。しかしなが

ら現状では、給付あるいは貸与された奨学金は、専ら学費に充当するというケースが多いようだ。

一 経済不況と貸与奨学金制度

日本私立大学連盟では、四年に一度、「学生生活実態調査」を行っている。今年はその調査年に当たっているが、まだ調査結果がまとまっていないので、前回調査（平成一八年実施 加盟一二三校、サンプル数六、六三九名）の数字を見てみると、「自分の経済状況」について「苦しい・やや苦しい」と答えた学生は全体の三五・四%、「あなたの家の家計にとって、学費は負担になっていると思いませんか」という問いに「負担になっている」が五〇・九%、

特集・経済支援

「やや負担になっている」が二九・八%で、合計すると八割以上の学生が学費は家計の負担と答えている。一方、「奨学金を受けているか」という問いには三三・三%の学生が「受けている」と答えていて、前々回調査（平成一四年実施）より三四ポイント増加している。また、「奨学金制度への希望」では、「返還の必要のない奨学金の充実」が四九・三%で、前々回同様約半数の学生が給付型の奨学金を望んでいる。冒頭の経済不況は平成二〇年に始まったので、今回の調査でどのような数値になるか不安でもある。

ところで、稿者が勤務する日本大学でも三年に一度、独自に「日本大学学生生活実態調査」を行っている。対象は学部、短期大学部、通信教育部の学生である。最新は平成二一年度（サンプル数六、〇一八名）の調査で、これは経済不況の始まった年の翌年にあたる。前回が一八年度、前々回が一五年度である。ここでやはり経済に関わる項目を見ると、「保護者等からの支出のみで修学可能か」という問いでは、表1の如くで、二二年度の調査では、一八年度、一五年度に比して経済状態の悪化が明らかに見てとれる。

次に、こうした傾向と奨学金制度、特に日本学生支援機

表 1

調査年度	修学可能	修学に不自由	修学継続困難
21年度	58.0%	24.9%	13.9%
18年度	63.7%	22.9%	10.5%
15年度	64.5%	23.0%	9.9%

表 2

年度	第一種奨学生数	第二種奨学生数	計(のべ人数)	前年度比	全学生数に占める割合
21年度	5,160名	14,629名	19,789名	13.1%増	28.5%
20年度	4,853名	12,915名	17,768名	12.2%増	25.8%
19年度	4,713名	11,480名	16,193名	6.8%増	23.8%
18年度	4,601名	10,605名	15,206名	9.9%増	22.3%
17年度	4,375名	9,760名	14,135名	9.5%増	20.5%

構による貸与奨学金との関係を見てみると、こちらはサンブルによらず、貸与実績に基づく過去五年間の奨学生数（学部学生のみ）の経年変化を示すと表2のようになる。

表2によると、本学における日本学生支援機構奨学生の数は年々増加していて、二〇年度、二一年度では前年度比一〇%以上の伸びを示し、さらに全学生数に占める割合も、のべ人数ではあるが二〇年度ではほぼ四人に一人、二一年度では三人に一人に近づきつつある（実際には一種と二種を併用している学生もいる）。これは、日本学生支援機構の貸与システムが充実してきたことも関係しているだろうし、本学だけの傾向ではないかもしれないが、いずれにせよ経済的な不況と相関する傾向だと思われる。

しかし、こうした奨学生数の増加にともない、一方で新たな問題も生じそうだ。これは貸与奨学金の宿命かもしれないが、借りた奨学金はいずれは返還しなければならぬ。日本学生支援機構の奨学金は、大学院生などの場合は、一部返還免除制度もあるが、学部学生の場合は当然のことながら卒業後に返還する義務がある。利息付きの第二種奨学金で月額最高額の一二万円を四年間借りると、貸与総額は五七六万円、二四〇回払いだと返還総額は約

七七五万円、月額約三万二千元を二〇年間返還し続けることになる。景気が良く、就職率も比較的良かった時代ならさほど問題にならないかもしれないが、新たな「就職氷河期」といわれる現在、卒業と同時に、数百万の負債を抱えることは深刻な状況を生みかねない。

とは言っても、現実には、不況の影響とは限らないが、家計の急変にともなう緊急採用・応急採用による申し込みは、適宜採用可能となったおかげもあり、本学でもその申請者は増加している。

二 日本大学の施設奨学金制度

本学の奨学金制度は、日本大学本部が所管する全学を対象とした制度が七種類、さらに各学部にもそれぞれ数種類の学部独自の奨学金制度があり、全体では七〇種類を超える制度がある。これらについてはとても紹介しきれないので、全容については本学ホームページを参照されたいが、前項のような状況を踏まえ、本学では、学内の「教学戦略会議」で、平成二一年度に、他の私立大学との比較などを踏まえながら、奨学金制度の見直しと検討を行った。

その結果、第一に、本学の給付型奨学金の総額は約一一億円強と多いが、学生数も多いため、一人あたりの支

奨金額はそれほど多額にはならない。従って、一人あたりの支援額を増額することを目標とする。第二に、前年度の成績評価を踏まえた奨学金制度は、本部所管の日本大学特待生制度（二次以上、約1%の成績優秀者の授業料免除）のほか、各学部にも多いが、新入生向けの給付型奨学金制度が少ない（五学部で設定）。第三に、地方経済の疲弊にともない、地方出身の学生への経済的支援が強く望まれている背景を受けて、地方出身者向けの奨学金設立が必要である、などの点が指摘された。

そこで日本大学では、平成二三年度から全学部向けに、「日本大学エヌドット奨学金」「日本大学桜樹（おうじゅ）奨学金」を新設する。「エヌドット奨学金」の「エヌドット」とは、本学のロゴマークの呼称である。これは、入学時の成績優秀者に対する給付型の奨学金で、年額三六万円を支給する。採用予定数は全学部で一〇〇名。「桜樹奨学金」は東京、埼玉、千葉、神奈川県以外の地方出身の新入生向けの奨学金で、同じく年額三六万円を支給する。採用予定数は一五〇名である。この二つの奨学金の特徴は、一般入試で合格した学生だけでなく、推薦入試合格の学生も対象となるよう、入試形態や種別に応じて選考できるように各学部での採用数が設定されている点である。例えば、日本

大学には全国に二十五の付属高校（首都圏十二校、地方十三校）があるが、付属高校生は三年次に「付属高等学校統一テスト」を受験する。付属高校からの進学者であればその成績上位者が奨学生の候補者になる。また、ほとんどの学部では、入学後に基礎学力を測るプレスマントテストを実施しているため、他の推薦入試の場合はその成績も参考になるだろう。

また、もうひとつ二三年度に新設する奨学金制度として、「日本大学アスリート奨学金」がある。これは、二三年度入試から実施される「トップアスリート体育推薦入試」の合格者を主たる対象として、実質的に学費無償化となる制度で、年度更新可能となっている。日本大学には、従来から体育推薦合格者に対する奨学制度があるが、新たな入試制度にともない、国際的な活躍が期待できるスポーツアスリート向けに今回新設された。

三 特色ある奨学金制度

次に、数多くある本学の奨学金制度の中でも特色のある制度を紹介しておく。

日本大学国際関係学部は静岡県三島市にあるが、その地理的事情から生まれた奨学金制度として、「日本大学三島

後援会特別奨学金」がある。これは、(下宿補助)と(新幹線通学補助)の二種類があり、(下宿補助)の方は、自宅通学不可能な地域出身の下宿生に、春期・秋期各一二万円が支給され、平成二二年度実績で、春期四三名、秋期四九名が採用された。(新幹線通学補助)は、遠隔地から新幹線通学する学生を対象に、やはり春期・秋期各一二万円が支給される。二二年度実績は合計七五名である。

日本大学文学部は、本学学部の中でも一七学科と学科数が多いこともあり、奨学金制度も一〇種類以上に及ぶが「文学部後援会スピーチコンテスト奨学金」は、文学部が主催する英語・中国語・留学生日本語各種弁論大会、また公的機関等主催の入賞者に対して、二万〜一二万円を支給する制度であり、英文学科、中国語中国文化学科、国文学科などを擁する文学部ならではの奨学金と言えよう。

家計が急変した学生が、日本学生支援機構の緊急採用・応急採用に応募するケースが増加していると前述した。日本大学にも経済的に困窮する学生を支援するための奨学金制度は多いが「日本大学校友会(奨学金付き教育ローン)奨学金」は、校友会の準会員(在学生)で、人物が優れ、経済的理由により学業継続が困難な者が、その父母等と本

学指定の金融機関とが教育ローン契約を締結し、在学中の元金返済の据え置きを可能とし、その間の利子相当額を校友会が奨学金として給付する制度で、二二年度実績では三九名が利用している。また、各学部でも家計急変者向けの奨学金制度が増えてきており、給付型奨学金では「文学部奨学金(第三種)」「授業料相当額)」「経済学部後援会奨学金(第二種)」「(三六万円)」「国際関係学部奨学金(第二種)」「(授業料の半額)などがあり、これらの奨学金は給付基準として「不測の事態発生等の経済的事由」「家計の急変」などが明記されている。また、学費のための緊急貸出制度を設立しようとしている学部もあり、今後更にこの種の奨学金制度は増加していくだろう。

最後に、医・歯系学部の制度について触れておく。本学の医学部、歯学部、松戸歯学部に入学した学生のうち、特に優秀な学生に対しては、「教育充実料の減免」制度がある。医学部は初年度一〇〇万円、歯学部、松戸歯学部は初年度三〇〇万円を限度として減免される。二二年度は三学部で五名が減免措置を受けた。また医学部には「医学部特定医療奨学金」制度があり、これは医学部に在籍し、小児医療・周産期医療・救急医療に従事する医師を志す五年生以上の学生に貸与する奨学金制度で、貸与額は六〇万円だ

が、返還免除制度がある。

おわりに

日本大学の奨学金制度は、本部、学部等を通じて、ここ数年、毎年いくつかは新設されている。稿者も本学出身だが、稿者の学生時代には、学部学生対象の奨学金と言えば、二年次からの特待生制度と、日本育英会（現日本学生支援機構）の貸与奨学金しかなかった（他にもあったかもしれないが記憶していない）。稿者が二年次の時、初めて学部の奨学金が新設され、給付額は一時金で六万円だった。その頃に比べると文字通り隔世の感がある。こうした奨学金制度の充実、裏を返せば、大学教育を受けるための経済的負担が、いかに重いかという証明でもある。「子ども手当」が創設されたとき、本当に大変なのは、子どもが高校、大学へと進学する時だと思っただけではないだろう。国や地方自治体には、長期的な視野に立った人材育成という観点からも、給付型の奨学金制度の新設を是非ともお願いしたい。